

○飯島町商工業後継者支援補助金交付要綱

平成27年 9 月 3 日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における商工業の担い手の確保と企業等の育成、振興を目的として補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内で5年以上操業している中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び同号の2に規定する法人、個人の経営を継承した飯島町に住所を有する後継者とする。ただし、法人にあっては町内に本店を有するものとする。

(補助金の交付等)

第3条 町長は、第2条に規定する後継者に対し、1回に限り後継者支援補助金として20万円を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする者は、飯島町商工業後継者支援補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、事業を継承した翌年の1月末までとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理した時は、規則第4条を適用する。

(補助金の交付請求)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、飯島町商工業後継者支援補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 経営を継承した後、5年以内に他の者に経営を譲渡した場合
- (2) 経営を継承した後、5年以内に業務を停止した場合
- (3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた場合

2 補助金の返還については、飯島町商工業後継者支援補助金返還通知書（様式第3号）により、60日以内に返還させるものとする。

3 前項の起算日は、飯島町商工業後継者支援補助金返還通知の日とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。